

神戸大学大学院海事科学研究科附属練習船深江丸共同利用運営協議会要項

(趣旨)

第1条 この要項は、神戸大学大学院海事科学研究科附属練習船深江丸共同利用規程（平成26年5月20日制定）第5条第2項の規定に基づき、神戸大学大学院海事科学研究科附属練習船深江丸共同利用運営協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 神戸大学大学院海事科学研究科附属練習船深江丸（以下「練習船」という。）の共同利用に係る実施方針に関する事項
- (2) 練習船の共同利用に係る年度運航計画に関する事項
- (3) 練習船の共同利用に係る公募及び選考に関する事項
- (4) その他練習船の共同利用に関する事項

(組織)

第3条 協議会は次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 海事科学研究科長
 - (2) 海事科学研究科副研究科長 1人
 - (3) 海事科学研究科海技教育センター長
 - (4) 練習船の共同利用に関し学識経験を有する者 3人
- 2 前項の協議会委員の総数に占める海事科学研究科に所属する職員の数、は、2分の1以下とする。
- 3 前項第4号の委員は、海事科学研究科長が委嘱する。

(任期)

第4条 前条第1項第4号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長)

第5条 協議会に議長を置き、海事科学研究科長をもって充てる。

- 2 議長は、協議会を主宰する。
- 3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名する委員がその職務を代行する。

(議事)

第6条 協議会は、委員の3分の2以上の者が出席しなければ会議を開き、議決をすることができない。

2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 協議会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 協議会の事務は、海事科学研究科事務部において処理する。

(雑則)

第9条 この要項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要項は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この要項施行後最初に任命される第3条第1項第4号の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。